

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

夏期の電力需給対策に伴う適切な  
介護・障害福祉サービス等の提供について

計4枚（本紙を除く）

Vol.214

平成23年6月21日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(人材研修係・内線 3936)  
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡  
平成 23 年 6 月 21 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課（室）  
各 介護保険・障害保健福祉関係団体 御中

厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

#### 夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の提供について

今般の東日本大震災の影響により、夏期の電力需給対策の一環として、企業によっては、土曜日及び日曜日（以下「土日」とする。）を出勤日として取り扱う予定としているところや、早朝または夜間に勤務時間帯をずらす予定としているところもあり、それに伴い土日や早朝、夜間の介護・障害福祉サービス、障害児施設支援（以下、「介護・障害福祉サービス等」という）の需要が増加することが予想されます。

つきましては、適切な介護・障害福祉サービス等を確保するため、下記のとおり必要なご対応をよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市区町村に対し周知をお願いするとともに、土日や早朝、夜間においても必要な介護・障害福祉サービス等の提供が行えるよう、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 ケアプラン・サービス利用計画の変更について

居宅介護支援事業所、相談支援事業所等におかれましては、利用者のニーズを適切に把握した上で、上記の状況に伴うケアプランやサービス利用計画の変更が生じる場合には、迅速にご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、家族の都合などの臨時的、一時的なもので、サービス提供の単なる曜日変更の場合には、「軽微な変更」として取り扱うことが可能です。

## 2 介護・障害福祉サービス等の確保について

上記に伴い、土日や早朝、夜間におけるサービスの需要が増加することが予想されるため、各サービス事業所におかれましても、ケアプラン等の変更等を踏まえ、出来る限り土日や早朝、夜間における介護・障害福祉サービス等の提供について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

営業日及び営業時間の変更に際しては運営規程の変更及び届出が必要となりますが、必要最小限の書類とするなど、事務手続きが過度の負担とならないよう、都道府県等に当たっては、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

なお、従業員の勤務体制等についても変更が生じることとなりますが、「運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨、平成11年4月20日の全国課長会議においても周知しているところですので、都道府県等に当たっては、柔軟に取り扱われるようお願いいたします。

## 3 定員超過利用による減算等の取り扱いについて

通所サービス及び短期入所サービス等の需要が特に増加するものと想定されますが、今回の対応に伴い土日や早朝、夜間に利用者を受け入れる事業所においては、定員超過利用による減算措置を適用しないことが可能であるとともに、介護保険における通所サービスにおいては平均利用延人員数に含まないこととしておりますのでご留意下さい。

## 4 地域支え合い体制づくり事業の活用等について

各都道府県におかれましては、土日を含めた高齢者・障害（児）者の居場所づくりを目的とする事業を実施する場合には、地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）の活用が可能です。（※地域支え合い体制づくり事業実施要綱に定める「地域活動の拠点整備」に相当）

(参考1)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

第2の7 通所介護

(5) 災害時等の取扱い

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。

(参考2)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

1. 第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項通則

(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(略)

⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(略)

⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

(参考3)

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額に算定するに関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031011号)

第二 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額に関する基準別表障害児施設給付費単位数表(平成18年厚生労働省告示第557号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1.3. 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

④ 通所による指定施設支援における定員超過利用減算の具体的な取扱い

(略)

⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における障害児の数に算定に当たっては、次の(一)から(二)までに該当する入所児童を除くことができるものとする。

(一) 災害やむを得ない事由により入所児童を受け入れる場合